

議案第 75 号

四万十町印鑑条例の一部を改正する条例について

四万十町印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 12 月 4 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町印鑑条例の一部を改正する条例

四万十町印鑑条例(平成 18 年四万十町条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

第 2 条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。）に基づき、四万十町（以下「本町」という。）が備える住民基本台帳に記録されている者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。

（1） 15 歳未満の者

（2） 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第 5 条第 2 項第 1 号中「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号。以下「令」という。）第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 30 条の 26 第 1 項」を「令第 30 条の 16 第 1 項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、「組合わせたもの」を「組み合わせたもの」に改め、同項第 2 号中「氏名」の次に「、旧氏」を加え、同条第 3 項中「2－（1）及び（2）」を「前項第 1 号及び第 2 号の規定」に、「記録されている」を「記載（法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている」に、「組合わせたもの」を「組み合わせたもの」に改める。

第 7 条第 1 項第 3 号を次のように改める。

（3） 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称）

第 7 条第 1 項第 7 号中「記録されている指名」を「記載がされている氏名」に、「組合わせたもの」を「組み合わせたもの」に改め、同条第 3 項中「調整」を「調製」

に改める。

第 10 条を次のように改める。

(申請書等の自署)

第 10 条 第 3 条、第 4 条、第 9 条、第 11 条及び第 12 条の規定による申請書、委任の旨を証する書面、回答書及び届出書は、全て本人が自署し、押印しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、病気その他やむを得ない理由により本人が自署できないときは、その理由を記載して代筆させることができる。この場合において、代筆者は、代筆である旨を記載して署名押印しなければならない。

第 13 条第 1 項第 5 号中「、氏」の次に「(氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。)」を加える。

第 14 条第 1 項中「第 6 号」を「第 7 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。